

安全で高品質な「北摂ジビエ」で地域活性化ビジネスを応援！

# 北摂ジビエ振興協議会

北摂ジビエ振興協議会は、大阪府北摂地域等において狩猟または有害鳥獣として捕獲された野生鳥獣の食用等への利活用促進、適正な捕獲・解体処理・加工調理技術の啓蒙普及、新商品開発、販路開拓等を図ることにより、都市と里山の経済交流による地域の活性化を目的として活動しています。

近年のジビエブームにより、ジビエを取扱う飲食店等が増え、特にシカ肉は、牛肉や豚肉に比較して、高タンパク、低脂肪、低カロリーのほか鉄分やミネラルが豊富で、女性やアスリート、さらには健康志向が強い熟年層からも人気が高まっています。その反面、狩猟者不足や流通体制の不備から、飲食店等が「安心・安全」なジビエをますます仕入れにくい状況になりつつあります。大阪府内では他に類を見ない取組みとして平成29年4月1日に設立された「当協議会」では、そうした課題に対し「北摂ジビエ箱わなオーナー登録サービス」を提供し、狩猟者の育成や「箱わな」の設置助成等により、安全で高品質なジビエの安定的な流通体制の構築に取り組んでいます。

## ◆北摂ジビエ振興協議会の概要（令和元年6月現在）

名 称	北摂ジビエ振興協議会（農水省選定「ジビエモデル地区」コンソーシアム構成機関）
所 在 地	大阪府豊中市岡町北 1-1-2（豊中商工会議所内）
設 立 日	平成29年4月1日（旧名称：のせジビエ振興協議会）
目 的	鹿や猪等の有害鳥獣被害が深刻化する能勢町内で捕獲された野生鳥獣を、地域ブランド「北摂ジビエ（食用野生鳥獣肉）」として普及させ、都市と里山の経済交流による地域振興につなげる
会員構成（抜粋）	会 員：豊中商工会議所<代表>、能勢町商工会<副代表> 協力機関：箕面商工会議所、池田商工会議所、豊能町商工会、吹田商工会議所、高槻商工会議所、茨木商工会議所 連携機関：(株)アートキューブ[国産ジビエ認証施設【第1号】]、(株)ふるさと創生研究開発機構、レタメロディア、(株)池田泉州銀行リレーション推進部、北おおさか信用金庫業務推進部地域支援室 専門相談員:梅花女子大学 食文化部 神田正幸 教授(京都宝ヶ池プリンスホテル元総料理長・京都府「現代の名工」)
事 業 内 容	① 講習会・研修会・イベントなどの企画運営 ② 適正な捕獲、解体処理、加工調理、新商品開発、販路開拓に係る支援 ③ 野生鳥獣の適正な利活用全般に係る広報および普及啓蒙

## 食肉処理施設について 「北摂ジビエ」 指定食肉処理工場



### 「京丹波自然工房」 [国産ジビエ認証施設【第1号】]

商品の安心・安全を理念に掲げ、2013年に建設されました。

シカやイノシシは捕獲後1時間以内に処理をするなど国の基準を上回る厳格な独自ルールを定め、新鮮な肉の確保・処理・加工を徹底。

ジビエハンター、料理人など食肉に携わるプロフェッショナルなど多くの方々から支持されています。

### ◆「北摂ジビエ箱わなオーナー登録サービス」の概要

飲食店等の登録店を募り、その年間登録料を鹿や猪等を捕獲する為の「箱わな」設置助成や狩猟者育成等の費用にあて、提携猟師（地元農家）の後継者育成や「箱わな」の設置拡充を図ると共に、捕獲後は当協議会指定の食肉加工施設（国産ジビエ認証施設【第1号】）で、国のガイドラインに準拠した84項目におよぶ徹底したトレーサビリティ管理のもとで解体・加工処理をおこない、登録店へ優先的に安全な高品質ジビエ精肉を安定的に供給するサービスで、飲食店だけでなく大学や食品スーパーからも、ご好評をいただいています。

登録店の申し込みを具体的に検討いただける場合は、サンプル精肉の提供（有償）や指定食肉加工施設の見学も承りますので、お気軽にご相談ください。

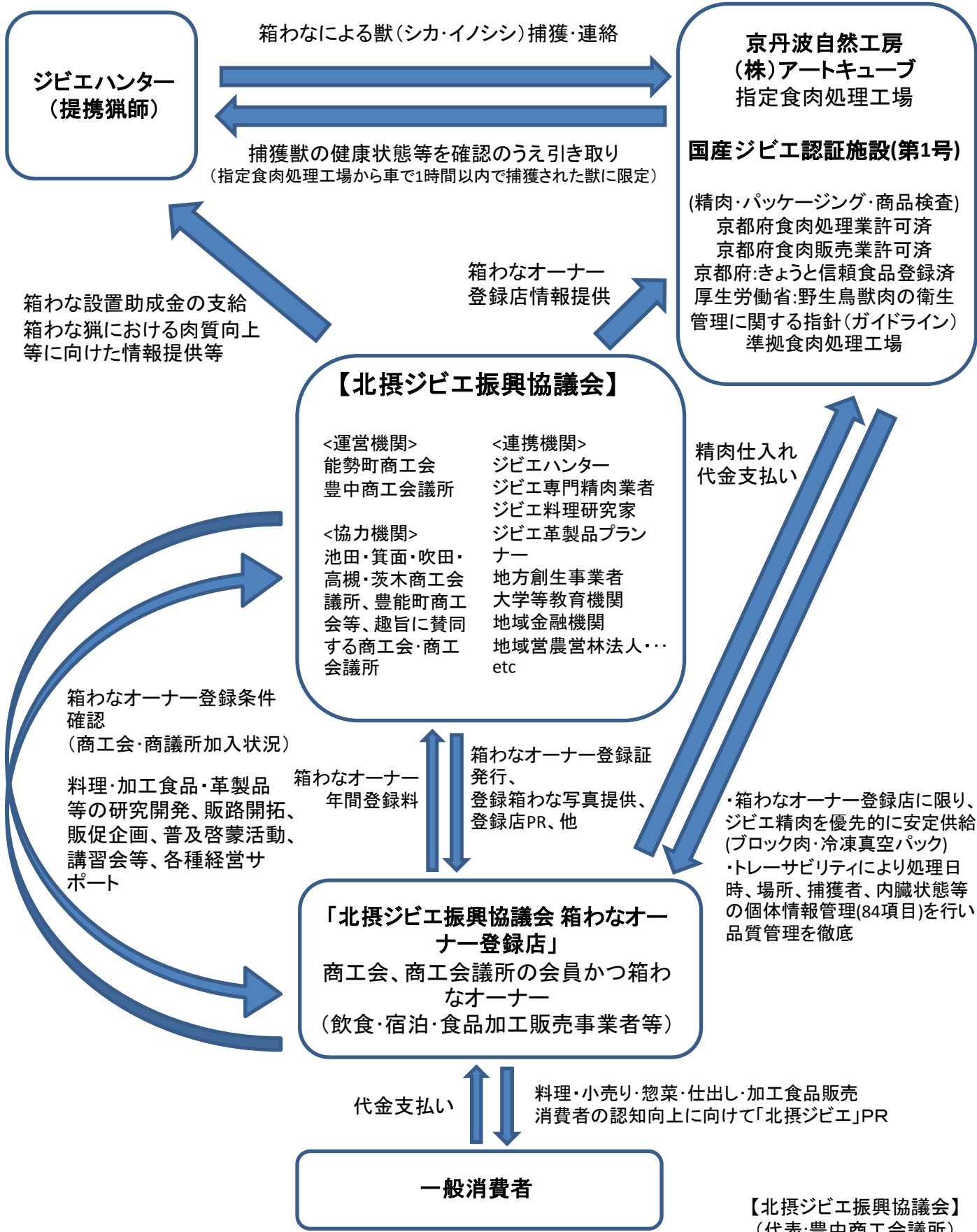


箱わなイメージ

### お問い合わせ・申込先

北摂ジビエ振興協議会 事務局： 豊中商工会議所 総務課 シモガキ、ヤマダ  
TEL.06-6845-8002  
FAX.06-6857-0474

# 北摂ジビエ振興事業スキーム図





## ◆北摂ジビエ箱わなオーナー登録店のご紹介

大阪城南女子短期大学（学校法人城南学園）

<http://www.jonan.jp/tandai.html>

株式会社ふるさと創生研究開発機構

<http://www.furusato-souken.jp>

株式会社ノセボックス

<https://www.nosebox.jp/>

株式会社太鼓亭

<http://taikotei.co.jp/>

能勢町商工会

<http://nose-sci.com/>

豊中商工会議所

<http://www.ooaana.or.jp/>

## ◆ジビエ振興関連情報

当協議会の指定食肉処理施設「京丹波自然工房」が国産ジビエ認証施設【第1号】として認証されました！

「国産ジビエ認証施設の第1号認証について（「京丹波自然工房」（株式会社 ART CUBE）」（農林水産省）

<http://www.maff.go.jp/j/press/nousin/tyozyu/180907.html>

当協議会が参画するコンソーシアムが「ジビエ利用モデル地区」として農林水産省に選定されました！

「ジビエ利用モデル地区の選定について」（農林水産省）

<http://www.maff.go.jp/j/press/nousin/tyozyu/180309.html>

「ジビエ利用拡大に関する対応方針」（農林水産省）

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/nousui/dai21/siryou7.pdf>

「ジビエ利活用で元気な地域づくり～ジビエ利活用のすすめかた～」（農林水産省）

[http://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/pdf/gibier\\_pamphlet.pdf](http://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/pdf/gibier_pamphlet.pdf)

「シカ・イノシシの栄養成分と機能性」（農林水産省【改訂版】野生鳥獣被害防止マニュアル抜粋）

[http://www.maff.go.jp/j/nousin/saigai/pdf/09\\_chapter7\\_5.pdf](http://www.maff.go.jp/j/nousin/saigai/pdf/09_chapter7_5.pdf)

「シカ肉の成分特性 “シカ肉はヘルシー、アスリート食材”」（兵庫県立農林水産技術総合センター）

<http://hyogo-nourinsuisangc.jp/18-panel/pdf/h25/12.pdf>

「【改訂版】野生鳥獣被害防止マニュアル（捕獲鳥獣の食肉等利活用（処理）の手法）－平成28年3月版」（農林水産省）

<http://www.maff.go.jp/j/nousin/saigai/manual.html>

「野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針（ガイドライン）について」（厚生労働省）

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinanzentu/0000065509.pdf>

「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための施策を実施するための基本的な指針」の改正について

（平成29年10月30日 農林水産省）

<http://www.maff.go.jp/j/press/nousin/tyozyu/171030.html>

## 北摂ジビエ箱わなオーナー登録サービス申込書

北摂ジビエ振興協議会 御中

「北摂ジビエ箱わなオーナー登録サービス利用規約」の内容に同意のうえ、下記のとおり当サービスの利用を申し込みます。

◆下記お申込みされるコースの□にチェック(✓)を入れてください。(※金額は税別価格)					
<input type="checkbox"/> 単独オーナー【1社 年間4万円】 <input type="checkbox"/> 2社シェア【1社 年間2万5千円】 <input type="checkbox"/> 3社シェア【1社 年間2万円】					
申込者① ※【シェアオーナー幹事】	フリガナ				お申込印
	会社名(屋号)				
	URL				
	フリガナ	代表者役職・氏名	業種		
	フリガナ	会社所在地	〒		
		担当者役職・氏名	電話番号		
		E-mail	FAX番号		
	所属商工会議所・商工会		( )商工会議所 ・ ( )商工会 ・ 未加入(※同時入会手続きが必要です)		
申込者②	フリガナ				お申込印
	会社名(屋号)				
	URL				
	フリガナ	代表者役職・氏名	業種		
	フリガナ	会社所在地	〒		
		担当者役職・氏名	電話番号		
		E-mail	FAX番号		
	所属商工会議所・商工会		( )商工会議所 ・ ( )商工会 ・ 未加入(※同時入会手続きが必要です)		
申込者③	フリガナ				お申込印
	会社名(屋号)				
	URL				
	フリガナ	代表者役職・氏名	業種		
	フリガナ	会社所在地	〒		
		担当者役職・氏名	電話番号		
		E-mail	FAX番号		
	所属商工会議所・商工会		( )商工会議所 ・ ( )商工会 ・ 未加入(※同時入会手続きが必要です)		
<b>お申し込み・お問い合わせ先：北摂ジビエ振興協議会(代表：豊中商工会議所)</b> <b>(事務局：豊中商工会議所 総務課 ヤマダ・シモガキ)</b> <b>TEL. 06-6845-8002 FAX. 06-6857-0474</b>					

## 北摂ジビエ箱わなオーナー登録サービス利用規約

平成 30 年 8 月 1 日改定

この登録店利用規約（以下、「本規約」といいます。）は、北摂ジビエ振興協議会（代表:豊中商工会議所）（以下、「当協議会」といいます。）が提供する「北摂ジビエ箱わなオーナー登録サービス」（以下、「本サービス」といいます。）の利用条件を定めるものです。「北摂ジビエ箱わなオーナー登録店」（以下、「登録店」といいます。）には、規約に従って、サービスをご利用いただきます。

### 第1条（目的）

本サービスは、登録店を募り、その登録料により箱罾を当協議会の提携猟師（以下、「提携猟師」といいます。）に提供する等により、大阪府北摂地域等における有害鳥獣駆除活動を支援するとともに、安心・安全なジビエ精肉（狩猟で得た天然の野生鳥獣の食肉）の流通促進による地域経済の活性化を目的とします。

### 第2条（適用）

本規約は登録店と当協議会の本サービスの利用に関わる一切の関係に適用されるものとします。

### 第3条（利用登録）

- 1 登録希望者は、当協議会の定める方法によって利用登録を申込み、併せて、別に定める年間登録料を当協議会へ納付します。これを受けて、当協議会が当該申込みを承認することによって、利用登録が完了し、申込者は登録店となります。
- 2 当協議会は、利用登録の申請者に以下の事由があると判断した場合、利用登録の申請を承認しないことがあります、その理由については一切の開示義務を負わないものとします。
  - (1) 商工会議所法に基づく商工会議所、または商工会法に基づく商工会の会員に加入していない場合
  - (2) 利用登録の申請に際して虚偽の事項を届け出た場合
  - (3) 本規約に違反したことがある者からの申請である場合
  - (4) その他、当協議会が利用登録を相当でないと判断した場合
- 3 登録期間は、登録完了日より1年とします。

### 第4条（登録店）

- 1 登録店は、登録期間中、当協議会が指定する食肉処理工場（以下、指定工場といいます。）より、登録店卸売価格にて、ジビエ精肉を購入することができます。ただし、本サービスは、当協議会が指定工場によるジビエ精肉の供給および品質を保証するものではありません。ジビエ精肉は天然資源のため、登録店への事前の通知なく、登録店卸売価格が変動する場合がありますこと及び時期によっては在庫が無い場合もあり得ることについて、登録店はあらかじめ了承するものとします。
- 2 登録店は、当協議会を通じて仕入れたジビエ精肉を調理・加工して販売・提供する際に、「北摂ジビエ」を使用している旨をメニューや商品ラベルに掲載するとともに、店舗内外に「北摂ジビエ箱わなオーナー登録店」であることを掲示するなど、「北摂ジビエ」の普及啓蒙活動に、可能な範囲で協力するものとします。
- 3 登録店は、野生鳥獣肉の加工、調理及び販売時、消費時における取扱について、厚生労働省による「野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針（ガイドライン）」を遵守しなければなりません。
- 4 登録店の本サービス利用権利には、箱わなの所有権は含まれません。本サービスによって設置された箱わなの管理および狩猟は、提携猟師が行います。
- 5 登録店の本サービス利用権利は、他の事業者に譲渡できません。

### 第5条（解約）

登録店が、登録期間中に途中解約を希望する場合は、解約希望日の1か月前までに事務局まで連絡しなければなりません。ただし、解約した場合、納付済の年間登録料は、いかなる理由であっても、返金致しません。

## 第6条（禁止事項）

登録店は、本サービスの利用にあたり、以下の行為をしてはなりません。

- (1) 法令または公序良俗に違反する行為
- (2) 犯罪行為に関連する行為
- (3) 当協議会のサービスの運営を妨害するおそれのある行為
- (4) 当協議会のサービスに関連して、反社会的勢力に対して直接または間接に利益を供与する行為
- (5) その他、当協議会が不適切と判断する行為

## 第7条（利用制限および登録抹消）

- 1 当協議会は、以下の場合には、事前の通知なく、登録店に対して、本サービスの全部もしくは一部の利用を制限し、または登録店としての登録を抹消することができるものとします。
  - (1) 本規約のいずれかの条項に違反した場合
  - (2) 登録事項に虚偽の事実があることが判明した場合
  - (3) その他、当協議会が本サービスの利用を適当でないと判断した場合
- 2 当協議会は、本条に基づき当協議会が行った行為により、登録店に生じた損害について、一切の責任を負いません。
- 3 登録抹消した場合、納付済の年間登録料は、いかなる理由であっても、返金致しません。

## 第8条（本サービスの提供の内容変更・停止等）

- 1 当協議会は、以下のいずれかの事由があると判断した場合、登録店に事前に通知することなく本サービスの全部または一部の提供を停止または中断することができるものとします。
  - (1) 地震、落雷、火災、停電または天災などの不可抗力により、本サービスの提供が困難となった場合
  - (2) その他、当協議会が本サービスの提供が困難と判断した場合
- 2 当協議会は、本サービスの提供の停止または中断により、登録店または第三者が被ったいかなる不利益または損害について、理由を問わず一切の責任を負わないものとします。

## 第9条（免責事項）

- 1 当協議会の債務不履行責任は、故意または重過失によらない場合には、免責されるものとします。
- 2 当協議会は、何らかの理由によって責任を負う場合にも、通常生じうる損害の範囲内かつ年間登録料の範囲内においてのみ賠償の責任を負うものとします。
- 3 当協議会は、本サービスに関して、登録店と第三者（当協議会の運営機関、指定食肉処理工場および協力機関、連携機関、提携猟師を含む）との間において生じた取引、連絡または紛争等について一切責任を負いません。

## 第10条（通知または連絡）

登録店と当協議会との間の通知または連絡は、当協議会の定める方法によって行うものとします。

## 第11条（利用規約の変更）

当協議会は、必要と判断した場合には、登録店に通知することなく、いつでも本規約を変更することができるものとします。

## 第12条（準拠法・裁判管轄）

本規約の解釈にあたっては、日本法を準拠法とします。また、本サービスに関して紛争が生じた場合には、当協議会事務局（豊中商工会議所）の所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄とします。

以 上